

## 活動費助成規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人平川市スポーツ協会（以下、協会と表記する。）に属する各団体がスポーツ振興の為に必要な活動費の助成を定める。

(活動費助成対象団体)

第2条 当協会に入会した団体に活動費を助成する。

(活動費助成金)

第3条 活動費の助成額は、会費納入金額の1/2までとする。ただし、予算額範囲以内とする。

(活動費助成金支給日)

第4条 支給日は、入会金・会費納入規程第4条第2項及び第3項の納入日に支給する。

(活動報告・申請)

第5条 活動費助成が正当にスポーツ振興に役立てられていることを証明する為に協会の定める書式にて助成を受けた年度の事業報告書・決算書及び、助成を受けようとする年度の事業計画書・予算書を作成し、6月末に協会事務局に提出する。また、協会事務局が必要を思われる資料の提出を求める場合もある。

この規則は、平成21年2月25日から施行する。

この規則は、第5条を改定し、平成27年7月4日から施行する。

この規則は、第5条を改定し、平成29年4月1日から施行する。